印西市開発事業指導要綱 手続きの流れ

	市	事業者	（留意事項）
調査・準備		事前協議申請のための下調査 （関係課、関係機関と協議・調整）	公開板の設置位置等についてはあらかじめ市と協議すること。
		事前公開板［第7号様式］の設置	
		周辺住民等への事業計画説明［第8号様式］	説明範囲等についてはあらかじめ市と協議すること。
事前協議（1～2か月程度）		本申請前の概略審査のため 開発建築課へ1部仮提出	
	修正箇所、不足図書等の指摘		
		修正等を終えた後、副本の提出部数を揃えて開発建築課へ本提出	副本の提出部数は事業内容により異なるため開発建築課より提出部数の指示を受けること。
	本審査後、関係各課へ意見照会		
	開発事業の用途・規模等に応じて 『開発事業指導審査会』を開催	審査会への出席	開発指導審査会を開催した場合（不定期に開催）、事業者及び設計者の出席が必要。出席者は、別途「審査会出席者留意事項」を参照すること。
	事前協議審査通知書［第3号様式］の通知		
		必要に応じて関係課等と再協議を行った上 協議結果報告書［第4号様式］を提出	
	公共公益施設の整備を伴う場合 ・同意書［第5号様式］の交付 ・協議書［第6号様式］の締結	協議書［第6号様式］の締結	
許可申請		他法令等に基づく各種必要申請手続き （道路法、都市計画法、地区計画、上下水道など）	都市計画法第29条許可手続きを要する開発事業の場合は、工事着手届、工事完了届、工事完了確認通知書等の手続きは、同法の規定に基づく手続きにより代えるものとする。
	事業計画に変更が生じた場合は開発建築課に協議の上、必要に応じて変更協議		
		建築確認申請手続き	
		工事着手届［第9号様式］提出	
施工・検査		工事完了届［第11号様式］提出 （公共公益施設完了検査願［第12号様式］提出）	当該要綱に基づく完了検査は、他法令（建築確認、消防、上下水道、道路等）の各種完了手続き終了後に実施するものとする。
	完了検査	必要に応じて是正・図面訂正等の指示 → 是正・図面訂正等	
	工事完了確認通知書［第13号様式］の交付 （※29条の場合は検査済証・完了公告）		
帰属（寄付）		帰属（寄付）手続きを要する場合 帰属申出書［第14号様式］提出 （寄付申し出書［第15号様式］）	各施設管理者へ完成図書の提出、台帳整備等を行った上で、帰属手続きに入ること。
	関係課へ支障の有無等について意見照会		
	土地の登記（所有権移転）手続き		